

令和 6 年和光市議会 9 月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第6号 継続費の精算報告について

担当 企業経営課

【目的】

令和4年度埼玉県和光市水道事業会計予算の継続費で設定した「南浄水場高圧受電盤更新事業」について、継続費に係る継続年度が終了し、事業が完成したため、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により継続費の精算について、報告するものです。

【内容】

南浄水場高圧受電盤更新事業の継続費について、以下のとおり精算しました。

事業名	継続費精算額(円)
南浄水場高圧受電盤更新事業	348,172,000

報告第7号	令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
担当	財政課

【目的】

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見を付けて報告するものです。

【内容】

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.61)	— (17.61)	5.6 (25.0)	36.7 (350.0)

備考 ・実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が発生しないため「—」としている。
 ・括弧内の数値は、当該地方公共団体の早期健全化基準を記載している。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	

備考 ・資金不足比率は、赤字額が発生しないため「—」としている。

議案第52号	和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設（精神障害者）の管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	障害福祉課

【目的】

和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設（精神障害者）の指定管理期間満了に伴い、指定管理者の指定を行います。

【内容】

和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設（精神障害者）の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 指定する施設の名称 | 就労継続支援B型施設（精神障害者） |
| 2 | 指定の相手方 | 所在地 和光市本町28番3号
名 称 医療法人寿鶴会 菅野病院
代表者職氏名 理事長 菅野 隆 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

議案第53号	和光市総合福祉会館の高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	長寿あんしん課

【目的】

和光市総合福祉会館の高齢者福祉センターの指定管理期間満了に伴い、指定管理者の指定を行います。

【内容】

和光市総合福祉会館の高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。

- 1 指定する施設の名称 高齢者福祉センター
- 2 指定の相手方 所在地 和光市南一丁目23番1号
名 称 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会
代表者職氏名 会長 木田 亮
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第54号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
担 当	保険年金課
<p>【目的】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>規約別表第1（第4条関係）に規定されている関係市町村が処理する後期高齢者医療制度の事務について、「被保険者証及び資格証明書の引渡し」から「資格確認書等の引渡し」に改め、「被保険者証及び資格証明書の返還の受付」から「資格確認書等の返還の受付」に改めるものです。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和6年12月2日</p>	

議案第55号	和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	課税課

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の施行に伴い、和光市税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正の要点

(1) 個人市民税

ア 公益信託制度改革等によるもので、公益信託法に基づき、主務官庁に許可された公益信託のうち、税法上、主務大臣の証明を受けたもの若しくは認定を受けたものに対し、寄付金控除等の各種の税制上の優遇措置を適用するための改正。

〔第24条関係〕

イ 施行日

公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(2) その他

ア 令和5年5月8日法律第21号による改正私立学校法が令和7年4月1日に施行されることにより、条の変更（現行私立学校法第64条が改正後、第152条に改められる）が生じるための改正。

〔第46条関係〕

イ 施行日

令和7年4月1日

議案第56号	和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保育サポート課
<p>【目的】 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額について、本条例に規定する3年ごとの見直しにより、利用者負担額の一部に生じていた階層間格差の課題を解消するため、改正するものです。</p> <p>【内容】 和光市保育認定利用者負担額基準額表で定められている、第12階層と第13階層の利用者負担額の階層間の差が最大（19,200円）となっていることから、第13階層を細分化し、2階層を新たに追加する。</p> <p>【施行期日】 令和7年4月1日から施行します。</p>	

議案第57号	和光市下水道条例の一部を改正する条例
担 当	下水道課
<p>【目的】 政府が主導するデジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるための「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」並びに下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の改正等に伴い和光市下水道条例の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】 改正内容</p> <p>① 排水設備工事責任技術者の常駐・専属規制緩和措置 政府の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、常に事務所および現場に留まること、職務の従事および事業所への専属規制（1人1現場への紐づけ等）の緩和を求められていることに伴い、指定工事店ごとに排水設備工事責任技術者の専属をさせている規制を見直し、同一都道府県内の複数営業所を兼任することを妨げないこととする改正を行う。</p> <p>② 大腸菌群数に係る基準の見直し 下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の改正を行う。</p> <p>③ 用語の訂正 別表第二、備考に記述する用語の訂正をするため改正を行う。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。</p>	

議案第 58 号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課
<p>【目的】</p> <p>市道668号線の認定</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を、和光市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 認定する市道路線</p> <p>市道668号線</p> <p>起点 和光市新倉一丁目3770番7地先</p> <p>終点 和光市新倉一丁目3770番9地先</p> <p>幅員 4.50m～9.50m</p> <p>延長 17.26m</p> <p>【施行期日】</p> <p>議会承認後、縦覧・告示を行います。</p>	

議案第64号	令和6年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第2号）
担 当	企業経営課

【目的】

今回の補正予算は、既定予算第3条に定める営業外収益を79万7千円増額し、営業外費用を319万5千円減額するものです。

次に、既定予算第4条に定める建設改良費を880万円増額し、企業債償還金を160万1千円増額するものです。

今回の補正予算では、南浄水場5号配水ポンプ分解整備工事に要する費用を計上するほか、企業債の利率の確定に伴い、補正するものです。

【内容】

収益的収入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	1,603,414 千円	797 千円	1,604,211 千円
第2項 営業外収益	191,698 千円	797 千円	192,495 千円

収益的支出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	1,500,316 千円	△3,195 千円	1,497,121 千円
第2項 営業外費用	6,040 千円	△3,195 千円	2,845 千円

資本的支出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	884,415 千円	10,401 千円	894,816 千円
第1項 建設改良費	855,503 千円	8,800 千円	864,303 千円
第3項 企業債償還金	23,912 千円	1,601 千円	25,513 千円

令和5年度決算議案の概要

議案第65号 令和5年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 令和5年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 令和5年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 令和5年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について

議案第71号 令和5年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分について

議案第65号・第66号・第67号・第68号・第69号の概要
担当：総務課

1. 一般会計・特別会計決算額

(単位：円)

		歳入総額	歳出総額	歳差 入引 出額
一般会計		36,432,483,070	33,854,371,375	2,578,111,695
特別 会計	国民健康保険	6,825,016,666	6,470,223,759	354,792,907
	後期高齢者医療	903,100,851	901,442,599	1,658,252
	介護保険	4,685,513,316	4,518,219,539	167,293,777
	和光都市計画事業和光市 駅北口土地地区画整理事業	1,242,739,126	1,217,266,103	25,473,023
全会計合計		50,088,853,029	46,961,523,375	3,127,329,654

2. 一般会計・特別会計実質収支額

(単位：円)

		歳入 歳出 差引 額	翌年度繰り 越すべき財源	実質収支額
一般会計		2,578,111,695	149,149,800	2,428,961,895
特別 会計	国民健康保険	354,792,907	0	354,792,907
	後期高齢者医療	1,658,252	0	1,658,252
	介護保険	167,293,777	0	167,293,777
	和光都市計画事業和光市 駅北口土地地区画整理事業	25,473,023	2,756,873	22,716,150
全会計合計		3,127,329,654	151,906,673	2,975,422,981

議案第70号議案の概要 担当：企業経営課

1 概況

(1) 総括事項

① 業務量

年度末給水戸数は前年度より910戸増加し、43,670戸に、また年間総給水量は前年度より21,080㎥減少し、9,069,540㎥に、一日平均給水量は24,780㎥になりました。水源の内訳は県水6,628,667㎥73.09%、井戸水2,440,873㎥26.91%、これに対する年間総有収水量は8,988,648㎥になり、有収率は99.11%になりました。

② 経営・財務

ア 収益的収支

給水収益は、前年度より15.51%増加し、1,016,344,458円になり、1㎥当たりの供給単価は113円07銭になりました。これに対して費用は1.17%減少の1,282,727,029円になり、1㎥当たりの給水原価は125円63銭で、差引12円56銭の赤字となりましたが、当年度は、事業費に対し事業収益が上回ったため、83,788,515円の純利益が生じました。

イ 資本的収支

資本的収入額304,350,216円が資本的支出額863,187,941円に不足する額558,837,725円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,947,674円、過年度分損益勘定留保資金458,717,596円並びに減債積立金27,172,455円で補てんしました。

③ 消費税及び地方消費税について

令和5年度消費税及び地方消費税のうち、課税年度における課税標準額1,193,790,000円に税率を乗じて計算した税額93,108,600円から、この期間中の控除税額等116,597,543円を控除した額の23,488,943円が消費税還付金となり、6,624,153円が地方消費税還付金となりました。

(2) 経営指標に関する事項

令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、動力費や修繕費の減少などによる費用の減少により前年度比0.30ポイント減の106.53%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比12.80ポイント増の90.00%となり、事業に必要な費用を給水収益以外の収入で賄っている状況です。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度比0.39ポイント増の51.08%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は前年度比0.56ポイント減の10.34%となりましたが、施設や設備などの資産の経年化・老朽化が進行しています。今後はそれらに対する更新投資の増加が必要になると考えられるため、引き続き計画的な施設更新を行います。

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：円)

款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
事業収益		1,542,656,000	1,515,925,978	△26,730,022	事業費		1,455,476,000	1,357,834,167	97,641,833
	営業 収益	1,344,364,000	1,330,271,001	△14,092,999		営業 費用	1,448,526,000	1,356,417,359	92,108,641
	営業外 収益	198,192,000	185,582,140	△12,609,860		営業外 費用	1,350,000	1,348,901	1,099
	特別 利益	100,000	72,837	△27,163		特別 損失	600,000	67,907	532,093
						予備費	5,000,000	0	5,000,000

(2) 資本的収入及び支出

(単位：円)

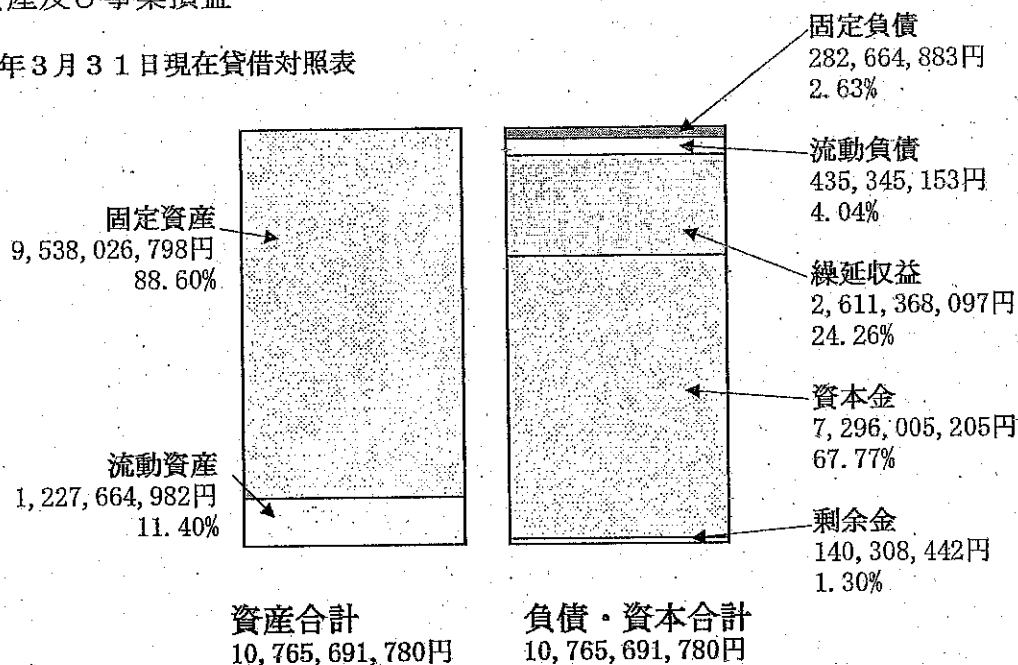
款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
資本的収入		303,303,000	304,350,216	1,047,216	資本的支出		1,120,089,000	863,187,941	256,901,059
	負担金	3,303,000	4,337,566	1,034,566		建・設 改良費	1,085,041,000	836,015,486	249,025,514
	企業債	300,000,000	300,000,000	0		(上記のうち) 予算繰越額 11,000,000			(上記のうち) 経費繰越額 68,365,000
	固定資 産売却 代金	0	12,650	12,650		継続費繰越額 121,847,000			
						企業債 償還金	30,048,000	27,172,455	2,875,545
						予備費	5,000,000	0	5,000,000

(単位：円)

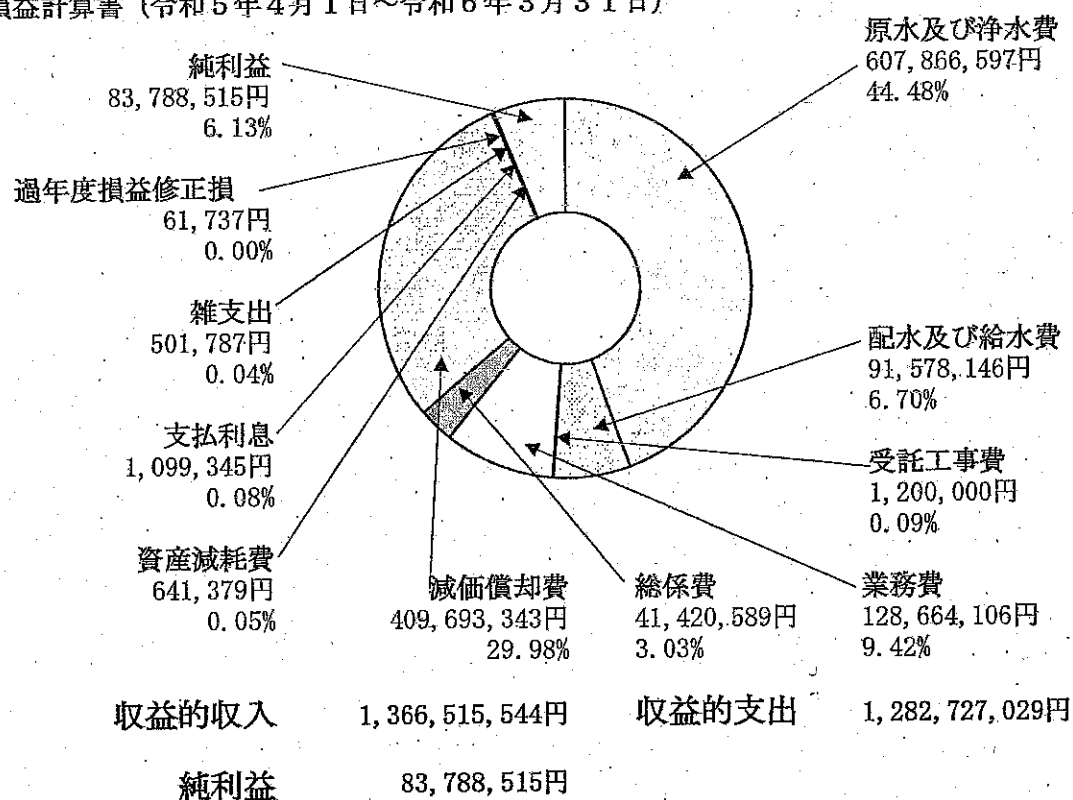
款	予算現額	予算執行額	予算残額
たな卸資 産購入費	20,339,000	17,656,958	2,682,042

3 事業資産及び事業損益

(1) 令和6年3月31日現在貸借対照表



(2) 損益計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)



※各項目に表示されている比率は、少数点以下第3位を四捨五入しているため、合計(100%)に一致しない場合がある。

4 費用の内訳

区 分	予算額(円)	税込執行額(円)	執行率(%)	税抜執行額(円)
営業費用	1,448,526,000	1,356,417,359	93.64%	1,281,064,160
原水及び浄水費	710,360,000	665,631,533	93.70%	607,866,597
配水及び給水費	128,794,000	97,122,940	75.41%	91,578,146
受託工事費	3,080,000	1,320,000	42.86%	1,200,000
業務費	142,342,000	140,020,815	98.37%	128,664,106
総係費	45,737,000	41,987,349	91.80%	41,420,589
減価償却費	417,383,000	409,693,343	98.16%	409,693,343
資産減耗費	830,000	641,379	77.27%	641,379
営業外費用	1,350,000	1,348,901	99.92%	1,601,132
支払利息	1,100,000	1,099,345	99.94%	1,099,345
雑支出	250,000	249,556	99.82%	501,787
特別損失	600,000	67,907	11.32%	61,737
過年度損益修正損	600,000	67,907	11.32%	61,737
予備費	5,000,000	0	0.00%	0
予備費	5,000,000	0	0.00%	0
費用合計	1,455,476,000	1,357,834,167	93.29%	1,282,727,029

議案第71号議案の概要 担当：企業経営課

1 概況

(1) 総括事項

① 業務量

令和6年3月31日現在の供用開始区域水洗化人口は、前年度より811人増加して81,425人となり、水洗化率は前年度より0.01ポイント増加して99.19%となりました。また、汚水処理量は、前年度より99,037 m^3 増加して8,738,125 m^3 に、有収水量は前年度より24,119 m^3 減少して8,634,520 m^3 になり、有収率は98.81%になりました。

② 経営・財務

ア 収益的収支

事業収益は、1,113,074,562円(うち下水道使用料収入は、前年度より0.26%減の603,042,082円)となり、事業費は、1,013,292,608円となりました。その結果、純利益は99,781,954円になりました。

イ 資本的収支

資本的収入額71,646,220円が資本的支出額404,598,973円に対して不足する額332,952,753円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,393,060円並びに過年度分損益勘定留保資金328,559,693円で補てんしました。

③ 消費税及び地方消費税について

令和5年度消費税及び地方消費税のうち、課税年度における課税標準額602,960,000円に税率を乗じて計算した税額47,030,880円から、この期間中の控除税額等10,577,480円を控除した額の36,453,400円が消費税額となり、地方消費税額は10,282,300円となりました。

(2) 経営指標に関する事項

令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、事業費が光熱水費及び修繕費等の増加により、前年度比1.70ポイント減の109.85%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比2.00ポイント減の98.75%となりました。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度比2.78ポイント増の27.22%となっています。また、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路老朽化率は前年度と同様0%となっています。管路の老朽化の対策としては、布設後の経過年数、施設の重要度及び管路を敷設している道路の交通量等を勘察し、早期かつ計画的に、修繕、改築及び更新等の実施が求められていますが、当市では管路内部のカメラ調査を行い、その調査結果に基づき適切に補修を進めています。今後も引き続き計画的な施設管理を行っていきます。

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：円)

款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
下水道事業収益		1,195,197,000	1,173,280,159	△ 21,916,841	下水道事業費用		1,124,040,000	1,069,165,043	54,874,957
	営業収益	988,324,000	967,000,671	△ 21,323,329		営業費用	1,031,259,000	985,580,016	45,678,984
	営業外収益	206,858,000	206,270,255	△ 587,745		営業外費用	87,481,000	83,550,711	3,930,289
	特別利益	15,000	9,233	△ 5,767		特別損失	300,000	34,316	265,684
						予備費	5,000,000	0	5,000,000

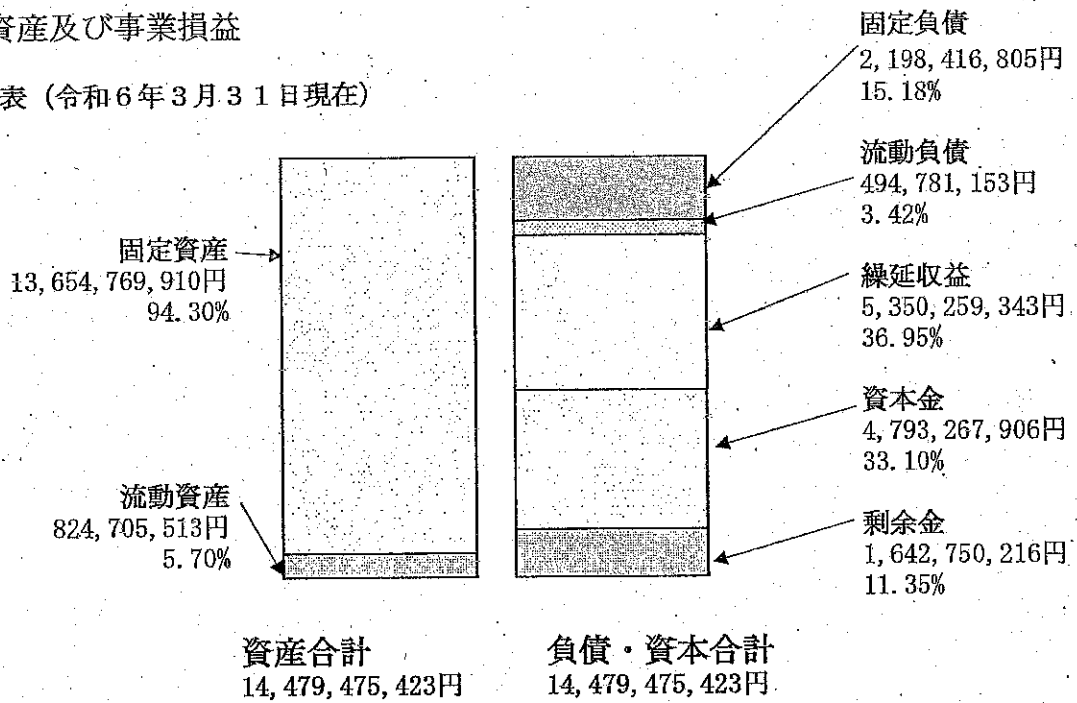
(2) 資本的収入及び支出

(単位：円)

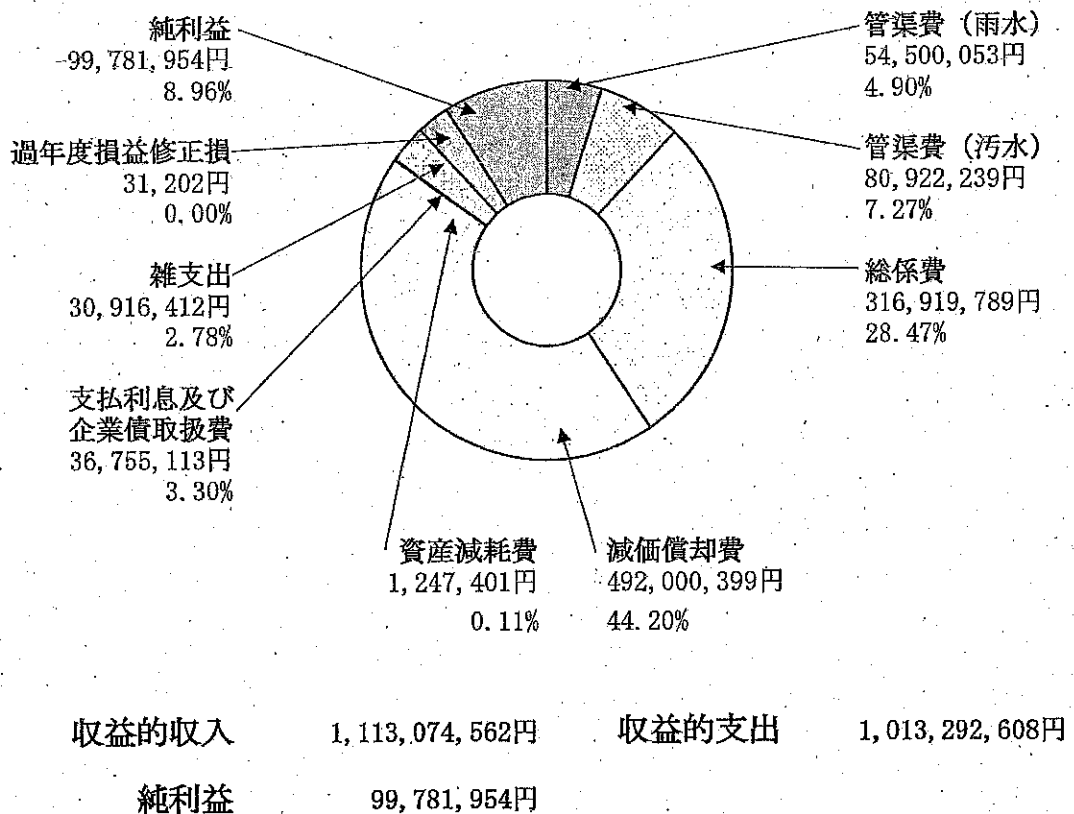
款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
資本的収入		145,213,000	71,646,220	△ 73,566,780	資本的支出		492,294,000	404,598,973	87,695,027
	企業債	100,400,000	46,400,000	△ 54,000,000		建設改良費 (上記のうち) 建設改良繰越金 21,725,000	173,065,000	94,475,422	78,589,578
	他会計補助金	8,799,000	8,229,000	△ 570,000		企業債償還金	313,929,000	310,123,551	3,805,449
	負担金 (上記のうち) 建設改良繰越金 21,725,000	35,894,000	17,017,220	△ 18,876,780		貸付金	300,000	0	300,000
	貸付金償還金	120,000	0	△ 120,000		予備費	5,000,000	0	5,000,000

3 事業資産及び事業損益

◀ 貸借対照表 (令和6年3月31日現在)



(2) 損益計算書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)



※各項目に表示されている比率は、少数点以下第3位を四捨五入しているため、合計 (100%) に一致しない場合がある。

4 費用の内訳

区 分	予算現額(円)	税込執行額(円)	執行率(%)	税抜執行額(円)
営業費用	1,031,259,000	985,580,016	95.57%	945,589,881
管渠費(雨水)	64,492,000	55,866,330	86.63%	54,500,053
管渠費(汚水)	106,359,000	88,220,007	82.95%	80,922,239
総係費	364,322,000	348,245,879	95.59%	316,919,789
減価償却費	495,338,000	492,000,399	99.33%	492,000,399
資産減耗費	748,000	1,247,401	166.76%	1,247,401
営業外費用	87,481,000	83,550,711	95.51%	67,671,525
支払利息及び企業債 取扱費	40,685,000	36,755,113	90.34%	36,755,113
消費税及び地方消費税	46,736,000	46,735,700	100.00%	0
雑支出	60,000	59,898	99.83%	30,916,412
特別損失	300,000	34,316	11.44%	31,202
過年度損益修正損	300,000	34,316	11.44%	31,202
予備費	5,000,000	0	0.00%	0
予備費	5,000,000	0	0.00%	0
費用合計	1,124,040,000	1,069,165,043	95.12%	1,013,292,608

議案第72号	和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保険年金課

【内容】

令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、和光市国民健康保険条例第12条の罰則に関する規定について、被保険者証の返還を求める内容を削除する。

また、施行日前にした行為に対する罰則の適用や現に交付されている被保険者証の有効期限内においては附則としてなお従前の例によることを規定する。

併せて、和光市国民健康保険条例第5条に往診又は歯科訪問診療に関する一部負担金の取り扱いについて追加する。

【施行期日】

令和6年12月2日

ただし、第5条に1項を加える改正規定は、交付の日から施行する。

議案第73号	小学校教師用指導書の購入契約の締結について（追認）
担 当	学校教育課
<p>【目的】</p> <p>令和6年度に小学校教師用指導書の購入契約を締結したことについて、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2の2第2項 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条 <p>上記法令等の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。</p> <p>しかしながら、小学校教師用指導書の購入契約について議決を経ずに行っていたことが判明したため、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【契約の案件の受注者や内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 件 名 小学校教師用指導書 2 納入場所 和光市内小学校（9校）、和光市教育委員会事務局 3 契約の方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） 4 契約金額 金34,643,510円 （うち消費税額及び地方消費税額 金3,149,410円） 5 契約の相手方 埼玉県和光市丸山台2-8-32 有限会社山屋 代表取締役 山崎 節夫 6 契約日 令和6年4月1日 7 購入理由 教師用指導書は、使用する教科書の内容に沿った詳細な解説や授業で取り上げるべきポイント等が示されている重要な資料で、新たに採択された教科書の使用に合わせて購入したものです。 	

議案第74号	小学校教師用指導書の購入契約の締結について（追認）
担 当	学校教育課
<p>【目的】</p> <p>令和2年度に小学校教師用指導書の購入契約を締結したことについて、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号</p> <p>2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2第2項（※）</p> <p>※ 現行規定は第121条の2の2第2項</p> <p>3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条</p> <p>上記法令等の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。</p> <p>しかしながら、小学校教師用指導書の購入契約について議決を経ずに行っていたことが判明したため、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【契約の案件の受注者や内容等】</p> <p>1 件 名 小学校教師用指導書</p> <p>2 納 入 場 所 和光市内小学校（9校）、和光市教育委員会事務局</p> <p>3 契約の方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> <p>4 契約金額 金32,175,660円 （うち消費税額及び地方消費税額 金2,925,060円）</p> <p>5 契約の相手方 埼玉県和光市丸山台2-8-32 有限会社山屋 代表取締役 山崎 節夫</p> <p>6 契 約 日 令和2年4月1日</p> <p>7 購 入 理 由 教師用指導書は、使用する教科書の内容に沿った詳細な解説や授業で取り上げるべきポイント等が示されている重要な資料で、新たに採択された教科書の使用に合わせて購入したものです。</p>	

議案第75号	小学校教師用指導書の購入契約の締結について（追認）
担 当	学校教育課
<p>【目的】</p> <p>平成23年度に小学校教師用指導書の購入契約を締結したことについて、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2第2項（※） ※ 現行規定は第121条の2の2第2項 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条 <p>上記法令等の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。</p> <p>しかしながら、小学校教師用指導書の購入契約について議決を経ずに行っていたことが判明したため、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【契約の案件の受注者や内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 件 名 小学校教師用指導書 2 納 入 場 所 和光市内小学校（8校）、和光市教育委員会事務局 3 契約の方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） 4 契約金額 金23,301,268円 （うち消費税額及び地方消費税額 金1,109,584円） 5 契約の相手方 埼玉県和光市丸山台2-8-32 有限会社山屋 代表取締役 山崎 節夫 6 契 約 日 平成23年4月1日 7 購 入 理 由 教師用指導書は、使用する教科書の内容に沿った詳細な解説や授業で取り上げるべきポイント等が示されている重要な資料で、新たに採択された教科書の使用に合わせて購入したものです。 	

議案第76号	和光市総合体育館用備品の購入契約の締結について（追認）
担当	財政課
<p>【目的】</p> <p>平成18年度に和光市総合体育館用備品の購入契約を締結したことについて、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2第2項（※） <p>※ 現行規定は第121条の2の2第2項</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条 <p>上記法令等の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。</p> <p>しかしながら、和光市総合体育館用備品の購入契約について議決を経ずに行っていたことが判明したため、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【契約の案件の受注者や内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 件名 和光市総合体育館用備品 2 納入場所 和光市総合体育館 3 契約の方法 指名競争入札 4 契約金額 金65,940,000円 (うち消費税額及び地方消費税額 金3,140,000円) 5 契約の相手方 埼玉県朝霞市膝折町5丁目8番27号 株式会社アルファジャパン 代表取締役 山田 幸男 6 契約日 平成19年1月29日 7 購入理由 和光市総合体育館の建設に伴い、メインアリーナ及びサブアリーナのほか、競技場等で使用する体育器具等の備品を新たに購入したものです。 	

議案第77号	和光市総合体育館用備品の購入契約の締結について（追認）
担 当	スポーツ青少年課
<p>【目的】</p> <p>平成18年度に和光市総合体育館用備品の購入契約を締結したことについて、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2第2項（※） <p>※ 現行規定は第121条の2の2第2項</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条 <p>上記法令等の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。</p> <p>しかしながら、和光市総合体育館用備品の購入契約について議決を経ずに行っていたことが判明したため、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【契約の案件の受注者や内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 件 名 和光市総合体育館用備品 2 納 入 場 所 和光市総合体育館 3 契 約 の 方 法 随意契約 4 契 約 金 額 金21,210,000円 (うち消費税額及び地方消費税額 金1,010,000円) 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川越市大字鯨井1705-2 初雁興業株式会社 代表取締役 関根 賢一 6 契 約 日 平成18年10月24日 7 購 入 理 由 和光市総合体育館の建設に伴い、メインアリーナ及びサブアリーナに設置する音響機械器具を新たに購入したものです。 	

議案第78号	小学校教師用指導書の購入契約の締結について（追認）
担 当	学校教育課
<p>【目的】</p> <p>平成17年度に小学校教師用指導書の購入契約を締結したことについて、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2第2項（※） ※ 現行規定は第121条の2の2第2項 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条 <p>上記法令等の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。</p> <p>しかしながら、小学校教師用指導書の購入契約について議決を経ずに行っていたことが判明したため、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【契約の案件の受注者や内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 件 名 小学校教師用指導書 2 納 入 場 所 和光市内小学校（8校）、和光市教育委員会事務局 3 契約の方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） 4 契約金額 金23,895,480円 （うち消費税額及び地方消費税額 金1,137,880円） 5 契約の相手方 埼玉県和光市丸山台2-8-32 有限会社山屋 代表取締役 山崎 節夫 6 契 約 日 平成17年4月8日 7 購 入 理 由 教師用指導書は、使用する教科書の内容に沿った詳細な解説や授業で取り上げるべきポイント等が示されている重要な資料で、新たに採択された教科書の使用に合わせて購入したものです。 	

議案第79号	和光市総合福祉会館用備品の購入契約の締結について（追認）
担当	財政課
<p>【目的】</p> <p>平成16年度に和光市総合福祉会館用備品の購入契約を締結したことについて、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2第2項（※） ※ 現行規定は第121条の2の2第2項 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条 <p>上記法令等の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。</p> <p>しかしながら、和光市総合福祉会館用備品の購入契約について議決を経ずに行っていたことが判明したため、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【契約の案件の受注者や内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 件名 和光市総合福祉会館用備品 2 納入場所 和光市総合福祉会館 3 契約の方法 指名競争入札 4 契約金額 金47,775,000円 (うち消費税額及び地方消費税額 金2,275,000円) 5 契約の相手方 埼玉県朝霞市西原2-14-5 株式会社ラビックス 代表取締役 高橋 悦次郎 6 契約日 平成17年1月27日 7 購入理由 和光市総合福祉会館の建設に伴い、高齢者福祉センター、地域福祉センター等に配置する家具等の備品を新たに購入したものです。 	

議案第80号	和光市第五小学校給食室厨房用備品の購入契約の締結について（追認）
担 当	財政課
<p>【目的】</p> <p>平成16年度に和光市第五小学校給食室厨房用備品の購入契約を締結したことについて、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2第2項（※） ※ 現行規定は第121条の2の2第2項 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条 <p>上記法令等の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。</p> <p>しかしながら、和光市第五小学校給食室厨房用備品の購入契約について議決を経ずに行っていたことが判明したため、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【契約の案件の受注者や内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 件 名 和光市第五小学校給食室厨房用備品 2 納 入 場 所 和光市立第五小学校 3 契約の方法 指名競争入札 4 契約金額 金25,410,000円 (うち消費税額及び地方消費税額 金1,210,000円) 5 契約の相手方 埼玉県さいたま市北区吉野町2-177-1 株式会社中西製作所 北関東支店 支店長 小山 政則 6 契 約 日 平成16年6月24日 7 購 入 理 由 和光市第五小学校給食室改修工事の実施に合わせて、老朽化した厨房機器の入替えを行うため、新たに購入したものです。 	

議案第81号	小学校教師用指導書の購入契約の締結について(追認)
担 当	学校教育課
<p>【目的】</p> <p>平成14年度に小学校教師用指導書の購入契約を締結したことについて、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2第2項(※) ※ 現行規定は第121条の2の2第2項 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第3条 <p>上記法令等の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。</p> <p>しかしながら、小学校教師用指導書の購入契約について議決を経ずに行っていたことが判明したため、追認の議決を求めるものです。</p> <p>【契約の案件の受注者や内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 件 名 小学校教師用指導書 2 納 入 場 所 和光市内小学校(8校)、和光市教育委員会事務局 3 契約の方法 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) 4 契約金額 金22,584,030円 (うち消費税額及び地方消費税額 金1,075,430円) 5 契約の相手方 埼玉県和光市丸山台2-8-32 有限会社山屋 代表取締役 山崎 節夫 6 契 約 日 平成14年5月8日 7 購 入 理 由 教師用指導書は、使用する教科書の内容に沿った詳細な解説や授業で取り上げるべきポイント等が示されている重要な資料で、新たに採択された教科書の使用に合わせて購入したものです。 	

